

介護保険で受けることのできるサービス

要介護・要支援認定を受けた後、必要な介護保険サービスの利用をすることができます。

介護保険で利用できるサービスには、要介護1～5と認定された方が利用できる介護サービスと、要支援1～2と認定された方が利用できる介護予防サービスがあります。(介護予防サービスには、名称のあとに【予防】と記載しています)

介護サービス・介護予防サービスは大きく4つに分類することができます。

① 介護サービスの利用にかかる相談・ケアプランの作成(利用者負担はありません)

- 居宅介護支援【予防】……………利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるように、ケアマネジャーが利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、必要な事業者や関連機関との連絡・調整を行うサービスです。

② 自宅を中心に利用するサービス

◎ 自宅に訪問してもらう

- 訪問介護(ホームヘルプ)……………訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護(身体介護)や掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援(生活援助)を受けるサービスです。
- 訪問入浴介護【予防】……………看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を受けるサービスです。
- 訪問看護【予防】……………看護師などが利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を受けるサービスです。
- 訪問リハビリテーション【予防】……………理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを受けるサービスです。
- 居宅療養管理指導【予防】……………医師・歯科医師・薬剤師などが利用者の自宅を訪問し、療養上の管理および指導を受けるサービスです。

◎ 施設に通って受ける

- 通所介護(デイサービス)……………利用者が通所介護の施設に通い、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けるサービスです。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。
- 通所リハビリテーション……………利用者が介護老人保健施設や医療機関へ通い、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けるサービスです。

◎ 短期間施設に泊まる

- 短期入所生活介護……………介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの施設に短期間入所して入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練を受けるサービスです。連続利用日数は30日までです。
- 短期入所療養介護【予防】……………介護老人保健施設や療養病床のある医療機関などに短期間入所し、医療、看護、機能訓練などを受けるサービスです。連続利用日数は30日までです。

◎ 生活環境を整える

- 福祉用具貸与【予防】……………指定を受けた事業者が、利用者の心身状況、希望及びその生活環境をふまえて、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具のレンタルを受けるサービスです。厚生労働大臣が定めた13種類の用具を利用することができます。(一部用具は要介護2以上である必要があります)
- 特定福祉用具販売【予防】……………指定を受けた事業者から、入浴や排泄に用いる、レンタルになじまない福祉用具を購入するサービスです。※年間10万円が限度額です。
- 住宅改修【予防】……………住環境を整え、住み慣れた自宅での生活をおくるため、手すりの取り付けなどの住宅改修を受けるサービスです。※要介護区分に関わらず、20万円が上限として給付されます。

③ 住み慣れた地域(市区町村単位)で提供される地域密着型サービス

- 小規模多機能型居宅介護【予防】……………施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」、利用者の自宅への「訪問」の3つのサービスを状況に応じて組み合わせるサービスです。
- 看護小規模多機能型居宅介護……………施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」に加えて、看護師などによる「訪問(看護)」(複合型サービス)
- 夜間対応型訪問介護……………夜間帯に訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問するサービスです。「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあります。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護……………定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身状況に応じて24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで受けることができるサービスです。訪問介護員(ホームヘルパー)だけでなく看護師とも連携します。
- 地域密着型通所介護……………地域密着型通所介護の施設(利用定員19人未満のデイサービスセンターなど)に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けるサービスです。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。
- 療養通所介護……………利用者が療養通所介護の施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けるサービスです。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。
- 認知症対応型通所介護【予防】……………認知症の利用者を対象として、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けるサービスです。
- 認知症対応型共同生活介護……………認知症の利用者を対象として、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
- 地域密着型特定施設入居者生活介護……………指定を受けた入居定員30人未満の小規模な有料老人ホームや軽費老人ホームなどで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を受けるサービスです。
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護……………指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入所し、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を受けるサービスです。

※地域密着型サービスとは、住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。基本的に利用者は、サービス事業所のある市区町村の住民に限られます。

④ 施設で生活しながら受けられるサービス

- 介護老人福祉施設……………常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。
- 介護老人保健施設……………病状が安定し、在宅復帰を目指している方が入所し、リハビリテーションに重点を置き、必要な医療、介護を一体的に受けるサービスです。
- 介護医療院……………長期の療養が必要な方が、療養上の管理、必要な医療、介護、リハビリテーションなどを一体的に受けるサービスです。介護療養型医療施設の転換先として位置づけられています。
- 特定施設入居者生活介護【予防】……………指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入所している方が、食事や入浴などの日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

※令和6年4月の制度改正情報を含んでおりません。

介護保険
レンタル
対象品特殊寝台・
特殊寝台
付属品床ずれ
防止用具体位
変換器車いす・
車いす
付属品

スロープ

移動用
リフト

手すり

歩行
補助つえ

歩行器

徘徊
感知機器自動排泄
処理装置介護保険
購入
対象品

腰掛便座

排泄予測
支援機器入浴
補助用具

簡易浴槽

リフト
吊り具住宅改修
について